

(様式Ⅶ-7)

(表)

誓 約 書 兼 同 意 書

令和 年 月 日

長野市長

宛

提出者 住 所

氏 名

㊞

私は、長野市商業振興事業補助金（まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金）の交付申請に当たり、長野市商業振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解し、別紙の項目を全て確認した上で申請を行い、下記の事項を遵守することを誓約します。

併せて、市税の納付状況を確認することに同意します。

また、市長が要綱の規定に違反すると認める場合において、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還について、異議は申しません。

記

- 1 申請のため提出した書類の記載事項は事実と相違ありません。
- 2 空き店舗等を改築、改修する際は、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守すると共に、申請、届出等の必要な手続きを必ず行います。
また、関連法令に違反していることが判明し、必要な処置を怠った場合は、補助金を返還します。
- 3 止むを得ず、閉店、事業変更及び移転をする場合は、速やかに長野市長へ報告します。なお、事業開始日から2年以内に撤退した場合には、次の補助金返還率を補助金交付額に乗じて得た額（千円未満切捨て）を長野市が指定した期日までに必ず返還します。

【まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金返還率】

起算日は開店届によって報告された開店日とする。

経過月数	返還率
1ヶ月～3ヶ月	100%
4ヶ月～6ヶ月	70%
7ヶ月～9ヶ月	40%
10ヶ月～12ヶ月	10%
13ヶ月～24ヶ月	0%

- 4 その他、補助金の交付の条件を遵守します。

（裏面へ）

(裏)

<別紙>

申請に当たっての確認項目	確認欄 (チェックしてください。)
補助金の交付申請を行った日の属する年度内に開業します。	☐
空き店舗等を店舗等として2年以上活用します。	☐
不特定多数の客その他これらに類する者が自由に出入りできる店舗等です。	☐
店舗等の営業時間に午前10時から午後4時までの間の1時間以上が含まれています。	☐
店舗等が所在する区域の商店街団体に加入します。	☐
開店後1年を経たときは、商工会議所又は商工会の経営指導員の経営指導を受け、その旨を市長が別に定める様式により報告します。	☐
長野市中心市街地活性化プラン、長野市中心市街地活性化基本計画（篠ノ井地区）及び長野市中心市街地活性化基本計画（松代地区）に定める区域内で店舗等を移転するものではありません。	☐
私（申請者）は、貸主の2親等以内の親族又は貸主の経営する法人の役員ではありません。	☐
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行うための出店ではありません。	☐